

議案第11号

鳥取県附属機関条例の一部改正について

次のとおり鳥取県附属機関条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年11月26日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県子育て川柳コンテスト審査委員会	鳥取県子育て川柳コンテスト知事表彰の被表彰作品の選考に関する事項
鳥取県小児慢性特定疾病審査会	(1) 児童福祉法第19条の3第4項の規定による審査に関する事項 (2) 長期にわたり療養を必要とする疾病であって、療養のために多額の費用を要するものにかかっている満20歳未満の者に対する医療費の助成に関する事項
略	
鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議	健康づくり文化の創造のための施策に関する事項
鳥取県指定難病審査会	(1) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第2項の規定による審査に関する事項

別表第1（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県子育て川柳コンテスト審査委員会	鳥取県子育て川柳コンテスト知事表彰の被表彰作品の選考に関する事項
略	
鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議	健康づくり文化の創造のための施策に関する事項
鳥取県特定疾患対策協議会	県が実施する特定疾患治療研究事業及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に係る対象患者の認定審査等に関する事項

(2) 治療方法が確立していない疾病であって、長期にわたり療養を必要とするものの患者に対する医療費の助成に関する事項

略

略

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。